

通所リハビリテーション料金表

通所リハビリテーション費
(6時間以上8時間未満)

(1日あたり)

介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
通所リハビリテーション費	697円	839円	982円	1124円	1266円

加算

入浴介助加算	入浴介助を行った場合(1日につき)	50円
リハビリテーション マネジメント加算(I)	通所リハビリテーション計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画の見直しを行い、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、介護支援専門員を通じて、指定訪問介護の事業その他の指定居宅サービスに該当する事業に係る従業者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達している場合 新規利用者は1月以内に居宅を訪問し、計画を策定した場合 (1月につき)	230円
リハビリテーション マネジメント加算(II)	開始月から6月以内(1月につき)	1020円
	開始月から6月超(1月につき)	700円
短期集中個別 リハビリテーション実施加算	医師または医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士または言語聴覚士が利用者に対して、その退院・退所日から起算して3月以内の期間に個別リハビリテーションを集中的に行った場合 (1日につき)	110円
認知症短期集中 リハビリテーション実施加算(I)	認知症であり、かつ、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると医師が判断した者に対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士または言語聴覚士が退院・退所日、または通所開始日から起算して3月以内の期間に集中的な個別リハビリテーションを実施した場合 (週2回を限度)(1日につき)	240円
認知症短期集中 リハビリテーション実施加算(II)	認知症であり、かつ、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると医師が判断した者に対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士または言語聴覚士が退院・退所日の翌日の属する月または開始月から起算して3月以内の期間に集中的な個別リハビリテーションを実施した場合 1月に4回以上のリハビリテーションを実施した場合 (1月につき)	1920円
生活行為向上 リハビリテーション実施加算	生活行為の内容の充実を図るための目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの実施内容等をリハビリテーション実施計画にあらかじめ定めて、利用者に対してリハビリテーションを計画的に行い、利用者の有する能力の向上を支援した場合	
	開始月から起算して3月以内の期間に行われた場合(1月につき)	2000円
	開始月から起算して3月超6月以内の期間に行われた場合 (1月につき)	1000円
生活行為向上リハビリテーション実施加算の実施後に通所リハビリテーションを継続した場合の減算	生活行為向上リハビリテーションの提供終了後の翌月から6月間に限り1日につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数から減算する	

加算

栄養改善加算	管理栄養士を配置して、低栄養状態にある利用者又はおそれのある利用者に対し、管理栄養士、看護職員等が共同して栄養ケア計画を作成し、栄養改善サービスを行った場合 (月2回を限度) (1回につき)	150円
口腔機能向上加算	歯科衛生士等を配置して、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対し、共同して口腔機能改善管理指導計画を作成し、口腔機能向上のサービスを行った場合 (月2回を限度) (1回につき)	150円
重度療養管理加算	要介護3・4・5であって、別に厚生労働省が定める状態である者に対して、医学的管理のもと、通所リハビリテーションを行った場合 (1日につき)	100円
中重度者ケア体制加算	中重度要介護者を積極的に受け入れ在宅生活の継続に資するサービス提供をするため、看護職員又は介護職員を指定基準よりも常勤換算方法で1以上加配している場合 (1日につき)	20円
サービス提供体制強化加算 (I) イ	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上の場合 (1回につき)	18円
介護職員処遇改善加算 (I) ・	所定単位数に3.4%を乗じた料金	

(その他)

事業所が送迎を行わない場合	所定単位数から片道につき47円を減算
---------------	--------------------

延長加算

8時間以上9時間未満	50円	11時間以上12時間未満	200円
9時間以上10時間未満	100円	12時間以上13時間未満	250円
10時間以上11時間未満	150円	13時間以上14時間未満	300円

食事 (実費)	500円 (1回につき)
---------	--------------

おむつ代	パット10円 パンツ型60円
------	---------------------